

令和5年度愛媛県ドメスティック・バイオレンス 防止対策推進会議 委員発言概要

- 1 日 時 令和5年12月22日(金) 10:00~12:00
- 2 場 所 愛媛県男女共同参画センター3階 研修室
- 3 出席委員 10名(敬称略)
会 長 中 村 慶 子 愛媛大学名誉教授
副会長 藤 田 育 子 弁護士
委 員 村 岡 則 子 聖カタリナ大学教授
〃 戒 田 民 子 愛媛県民生児童委員協議会長
〃 笠 松 美智子 愛媛県ホームヘルパー協議会長
〃 白 石 和 美 伊予市立伊予小学校長
〃 渡 邊 俊 愛媛県立北条高等学校長
〃 長 井 基 裕 愛媛新聞社編集局長
〃 越 智 やよい 公益財団法人えひめ女性財団理事長
〃 田 中 安 男 愛媛県人権擁護委員連合会事務局長
- 4 議題 (1) DV防止対策関係事業の実施状況等について
(2) 県基本計画(案)についての意見交換
- 5 委員からの主な意見

議題(1) DV防止対策関係事業の実施状況等について

(中村会長)

DV防止対策関係事業の実施状況等について何か意見や質問はあるか。

(戒田委員)

研修会の実施状況について、コロナの影響等もあっただろうが以前の状況と比較して実施数が大幅に増加しており関係者の方々に感謝したい。

(中村会長)

実際に担当されている越智委員から意見等あるか。

(越智委員)

昨年度より県から教育委員会や校長会を通しての案内もあり学校の方も非常に取り入れやすいのではないかなと思う。

また、実施する学校によって話題も変わるが、先生も生徒も講演を通して気づきや変化というものがあると感じている。以前学校にて講演した際に、生徒からの発言で、女子生徒は女だからどうかは言われた経験がないため、女だからということ意識せずに育ってきたのに対し、男子生徒はいまだに男だから頑張れと言われている。講演を聞いてそういうことに気づけて嬉しかった等の声もあり、やはり私たち大人自身もまだまだ変わっていく必要があると感じたところ。

(中村会長)

被害にあわれた方の支援もすごく大事なことだが、未来のある子どもたちに対しての啓発活動は、行政としても非常に重要な活動ではないかと思う。

学校側から意見はあるか。

(渡邊委員)

学校教育の現場においては、リスク面での話というものをやる機会はあまりなく、どちらかというところ向上志向というか、より健全な方向を目指そうというような伝え方が多くなる。この講演によってリスク対応を含めた当事者意識を持ちやすくなるのではないかと感じており、非常に感謝している。

(中村会長)

私自身、看護師長をしていた際には、女性ばかりの看護師チームに男性が一人加わるといったことがあった。その際の彼の努力というか、いろいろ苦労したのだろうと思う。

さて、ほかに意見等あるか。

(田中委員)

人権擁護委員としても、デートDV防止の講座を学校現場に向けて実施している。昨年の実績は33校計5576名。委員がそれぞれの人脈等を通じて実施しているが、特に私立学校での実施は多い。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては女性の人権ホットライン相談を実施したが、ニュース、新聞等で周知するとすぐに電話相談が入る。今後のこととして報道機関との連携といったところも考えていかなければならないと感じている。

(中村会長)

報道関係者として長井委員なにかご意見あるか。

(長井委員)

アンケートの数字のとらえ方について質問がある。結果の有効回答総数が1229名とあるが、一方の資料2では受講者数が3407名とある。この差は、アンケートに回答してもらえなかったという認識でよいか。

(事務局)

資料2については年度末までの受講予定者数を現時点でまとめた数字である。アンケートの集計時期によるものや、実際にアンケートを依頼しても回答いただけないこともあるため数字に差異が生じている。

(長井委員)

この事業の結果が可視化されるものがこのアンケートであるため、より多くの方にアンケートの回答をいただくことは重要なことだと考えている。

(越智委員)

アンケートの回収については、講演実施後に受講者に回答させる時間を作ることができれば、有効な回答は増えると思われるが、講演する立場からすればなかなか時間が惜しいようなところもある。

(中村会長)

アンケートは事業の結果を示す重要なものであり、引き続き適切な実施に努めていただきたい。

(村岡委員)

アンケートについて、8項目の誰にも、どこにも相談しなかった理由で、「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば良いと思ったから」といったところで数字が増加している。こういった援助希求力の弱い、SOSを自分から発信することのできない方々へはどんなアプローチをしているのか。

もう一点が、7項目の被害を受けた場合の相談先について、回答項目の学校関係者とは担任なのか教員なのか、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーといった方々も学校現場への関わりが増えてきているが、どういった方を想定しているのか教えていただきたい。

(中村会長)

越智委員は講演の際に意識していることはあるか。

(越智委員)

生徒たちの中にはSOSを発信できない、自分さえ我慢すれば良いと思っている子はたくさんいると思っている。この講演はそういう人たちに相談先を知ってもらう機会だと考えている。

(中村会長)

学校現場からはなにか意見あるか。

(渡邊委員)

DVに限らず、いじめや、体罰、ハラスメントなど、人権が侵害されるような出来事がありましたかというアンケートを年に複数回実施している。デートDVに特化して尋ねることは少ないかもしれないが、学校でも教師に限らず、県などの公的機関が設置する相談窓口を案内したり、人権教育課の方でも広報したりといったことは現在取り組まれていると感じている。

(事務局)

補足として、アンケート7項目の学校関係者とは、教員やソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのほか、養護教諭など幅広く考えている。

(中村会長)

現場での努力もあろうかと思うがやはりなかなか難しいところもある。そういったところに対応するための県の施策であったり、私たちの会議ではないだろうか。

議題（２）県基本計画（案）についての意見交換

（中村会長）

女性特有の問題というと予期せぬ妊娠など考えられるが、仮に支援の制度や体制が整ったとして、実際に本当に困った方々に支援が届くかどうかといった問題もある。

それぞれの委員の皆様の経験を踏まえた提言をいただきたい。

（白石委員）

小学校教育に携わっている立場として、今回計画のなかに「幼稚園、学校等における生命の安全教育の積極的な取り組みについて」との記載がある。学校においてすでに実施しているが、より一層、多様性や人権に配慮する必要があると思う。

アンケート結果の、デートDVというものを初めて知ったと答える子どもがいることから分かるように、様々な学習を通じて知識を身につけて初めて課題が見えてくるところもある。

そのような問題に気付ける子どもたちを育てていくことは、非常に重要であり、被害の未然防止の観点からも、学校教育の役割の重要性を一層感じた。

また、保護者のケアも必要だと考えており、学級担任が保護者から相談を受けた場合、子ども家庭支援センター等、専門の相談機関につなげていけるよう体制づくりの整備も考えておかなければならない。

（中村会長）

問題に気付く人、感度の高い人を増やすのは大事なことで、越智委員が講師を務める県の講座はまさにそれにつながるものだと思う。

ほかにご意見等ないか。

（笠松委員）

お年寄りには家族からの虐待というケースが多い。シルバー世代が被害を受ける事案も想定し、地域全体で対応していく仕組みの検討も必要ではないかと考える。若い世代の教育もちろん大切なことだが、高齢者の人生設計についても考えていただきたい。

（中村会長）

私自身も他人ごとではないとそういう世代に近づいていると感じているが、施設に入所した高齢者の人生が必ずしもいいものであるとはいえないという課題もあり、どういう支援が必要とされているのか考えていく必要があると思う。ほかにか全体を通してなにか意見ないか。

(村岡委員)

データを見ると一番被害を受けている方というのは、例えば乳幼児への実母からの虐待であったり、高齢期であれば介護者からの虐待であるとか、第三者の視点が入りにくい現場でのケースが多い。各ライフステージに応じた DV の予防やアフターケアを考える必要がある。

またソーシャルワークの観点からは、被害者への対応だけではなくて、加害者も含めた家族に対するアプローチが重要であるとされている。欧米ではそういった視点でのケアや治療が進んでいることもあり、計画の策定に当たってはそういうところも十分に考慮していただきたい。

(中村会長)

家族関係というのは一度壊れるとなかなか修復が難しいといったこともあるかと感じる。田中委員からは何かないか。

(田中委員)

法務省で企業と人権についての問題に取り組んでいるが、最近は様々な企業の問題が報道されており、女性問題も含めた人権への企業の立ち位置が大事になっていると感じる。私たちは企業におけるハラスメントを従業員が安心して相談のできるシステムを作ろうと模索しているところだが、基本計画策定の際には、こういった企業のかかわりというものも必要なことではないかと思う。

(戒田委員)

今の田中委員から発言のあった企業のかかわりは非常に大切な視点で、実際に裁判するとなれば打ち合わせ等かなりの時間がかかることから、会社側の DV 等に対する理解は必要不可欠。仮に休みを取ったとしても本人が周りに遠慮してしまい裁判をあきらめるケースもある。

(中村会長)

長井委員からはなにか意見はあるか。

(長井委員)

まず、この計画に紐づいている予算について教えていただきたい。

そして、来年 4 月に施行される改正 DV 防止法にて対象を精神的 DV まで拡大するが、その点についてこの計画にどう盛り込まれているのかというところを伺いたい。また、計画の 15 項の包括的支援そして連携という文言があるがこれらについて愛媛県ではどのように解釈しているのか伺いたい。

専門家も指摘しているところであるが、こういった DV 施策は被害者が逃げることを前提としているところがあり、海外の事例では DV 罪を新設したり、加害者への更正プログラムを取り入れることで加害者へ対応している。

また、子どもの前で家庭内の暴力を見せてしまう面前 DV など、DV という言葉が含む意味が拡大しているところもあり、そのあたりの周知も必要かと感じる中、報道機関としても紙面を通じて読者に伝えていきたいと考えている。

(中村会長)

まずは事務局の方で答えられるものに回答いただきたい。

(事務局)

まず DV 防止基本計画に紐づく予算としては、主なものとして普及啓発にかかる予算と相談員等の研修、配暴センターの運営経費等々となっている。

そして包括的な支援という言葉の意味だが、一貫的な支援という意味合いで使用している。例えば支援が必要な方を発見した後に、そのあと必要な支援が受けられるよう支援先へのつなぎ、そしてアフターケアまでの流れ、これらを包括的支援という言い方をしていると考えている。

また連携の部分については、計画策定の段階から民間団体と連携して取り組んでいることから今後も連携強化を図りながらその知見を県の施策に盛り込んでいきたいと考えている。

(中村会長)

今までの委員の皆様のご意見を聞いてると、人材の育成や、相談件数等の数字の見える化や利活用方法など、これから具体的な実施状況を考えていく上では非常に大切なことではないかと感じる。講師をしている立場から越智委員から何かないか。

(越智委員)

性教育をどう扱うかということについて、学校現場では大変難しい問題であるが、赤ちゃんが命を落としている現状があるなかで、学生に対して講演する際には、妊娠の問題は自身でどうにかできる問題ではないから、必ず大人と繋がるようにと伝えている。そして、里親制度など、利用できる社会的制度があることも伝えている。

また、学生向けだけではなく、人権擁護委員や民生委員の方々といった地域で活動している方への研修も非常に重要だと思う。地域で家庭を見守る民生委員さんの集まりで、学校や子どもたち、若年女性、そしてDVの実情についてのお話をさせていただければと思っている。

(中村会長)

学校現場として渡邊委員からは意見あるか。

(渡邊委員)

基本計画には、被害を受けた当事者や支援について主に語られているとは思いますが、そこに限らないような計画づくりが必要だと感じている。被害の発見や被害者へ寄り添った支援については、知人や友人、近隣の方などが関わる可能性が高いと思われるので、一般の県民の方々に理解されやすいものであるべき。表現の方法についても工夫や配慮が必要だと思う。

(中村会長)

藤田副会長は、実際に起きた被害について関わるが多いただろうが、これまでのご意見に対して総括していただきたい。

(藤田副会長)

まず1点確認したいことがあるが、事務局から政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして作成することができるという説明があり、愛媛県ではDV防止対策基本計画と一体のものとして策定するとのことだが、他県の策定状況について把握しているか。

(事務局)

他県の状況については把握していないものの、本県の場合においては、DV基本計画と一体のものとして策定することが、従来の計画の継続性、連続性をもったものになると考えている。

(藤田副会長)

弁護士として相当数のDV案件の相談を受けてきたが、これまでの経験で、一時保護を受けて相談に来られた方で、実際に行政の支援施設に入所された方は3,4件ほどしかなかった。そういった施設は規則や制約が多く、馴染みにくいといった問題があるなかで、最近は民間の事業者も住居の提供に協力的になっている。今回の新しい基本計画にて、民間団体との連携についての話が出てきたのは非常に意義のある事だが、連携先としての民間団体を考える際には限定的に考えることなく、実際に必要な支援が被害者に届くよう柔軟に考えてほしい。

調整会議については、今後こういった形で実施されていくかまだ不確かなところがあるが、必要な支援が必要としている方へ届くよう、計画の見直しについても今後実情に応じて取り組んでいただきたい。

また、この4月からDV法の改正により精神的DVが追加された関係で、この精神的DVの定義や、保護命令についてもまだ見えないところがある中で、弁護士同士で情報交換をしている。今後も被害者保護の観点から、私たちに出来ることを工夫しながら取り組んでいく必要があると感じている。

(事務局)

事務局の方から補足させていただくと、越智委員から話のあった地域で活動する方々への研修については、既に県で取り組んでいるところ。ただ今年度は申し込みのあった松山市と新居浜市の職員に向けた実施にとどまっているため、委員の皆様においては周知啓発にご協力いただき、研修の要望があれば相談いただきたい。

(中村会長)

本日の委員の皆様の見解も踏まえて、様々な視点で支援が必要な人に寄り添った計画となるようにしていただきたい。